

広島県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年二月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八二号	福山市加茂町大字下加茂字青木三八〇番二地先から 福山市加茂町大字下加茂字東字余四一九番三地先まで	平成二十二年一月二十八日